

施設等の貸与に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県学校給食会の会議室、調理研修室等（以下「施設等」という。）の貸与に関し、必要な事項を定める。

(貸与の範囲)

第2条 施設等は、原則として学校給食関係者（団体）等、及び学校給食の食育関連に関する事業とする。

(使用の許可)

第3条 施設等の貸与を受けたい者は、所定の申込書により申込み、本会の許可を受けなければならない。

(使用日時)

第4条 施設等使用日は、原則として平日とする。

2 施設等の使用時間は、原則として午前8時15分から午後5時00分までとする。

(遵守事項)

第5条 施設等の使用を許可された者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設等に特別な設備を施さないこと。
- (2) 備品等を移動した場合は、必ず元の位置に戻すこと。
- (3) 施設内で喫煙をしないこと。
- (4) 施設内で飲酒をしないこと。

(使用の取消し変更)

第6条 施設等の使用許可を受けた者が、施設等使用を取消し、または変更しようとするときは、すみやかに本会に届出なければならない。

(使用料等)

第7条 施設等の使用料は、原則的には無償とする。

ただし、本会以外の備品で不足分については、使用者において準備する。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

施設等使用申込書

公益財団法人佐賀県学校給食会

使用期日	令和 年 月 日
使用期間	時 分 ~ 時 分
使用場所	会議室・調理室
使用目的	
申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名	⑩